

中央区公式X（旧Twitter）運用要領

平成24年10月9日

24中企広第94号

（目的）

第1条 この要領は、中央区（以下、「区」という）がX（旧Twitter）（以下、「X」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） X インターネット上で140文字以下の短い文章等を不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- （2） 公式X 区が設置・運用するXをいう。
- （3） アカウント Xを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- （4） ポスト Xに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- （5） リプライ 他のユーザーのポストに返信をすることをいう。
- （6） リポスト 他のユーザーのポストを引用して投稿することをいう。
- （7） フォロー 他のユーザーのポストを受信するように登録することをいう。
- （8） ダイレクトメッセージ ポストを介さず他のユーザーに直接メッセージを送ることをいう。

（運用主体）

第3条 公式Xの運用主体は区とし、アカウントの管理及びポストの発信は企画部広報課が行う。

2 ユーザー名は chuo_city とする。

（アカウント運用者の明示）

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてXのユーザー名を、区ホームページ上に明示する。

（アカウント運用主体、発信内容等の明示）

第5条 本運用要領で定められているアカウントの運用主体及び発信する内容、発信方法等について、Xのプロフィール欄に明示する。

（掲載内容）

第6条 公式Xにおいては、次に掲げるものをポストする。

- （1） 中央区の公式ホームページで区民等に情報提供したもの
- （2） 地震・事故等による災害情報及び大雨・暴風などの気象情報
- （3） 前2号に掲げるもののほか、区民にとって有益であると企画部広報課長が判断したもの

第7条 画像の投稿は、原則として区で所有するもので使用に関して適切であると判断したものについて行う。

（リプライ、ダイレクトメッセージ、リポスト及びフォローの制限）

第8条 リプライ、ダイレクトメッセージは原則行わない。ただし、本アカウントの運用にあた

って必要な情報等で、特に企画部広報課長が必要と認めるものはこの限りでない。

2 リポストは原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が発信したポストで、特に企画部広報課長が必要と認めるものはこの限りでない。

3 フォローは原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が開設したアカウントで、特に企画部広報課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(ポストの非表示)

第9条 公式Xに対し、他のアカウントから以下に定めるポストが行われた場合、企画部広報課長は、予告なく当該ポストを非表示にすることができる。

- (1) 法令等に違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の許諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (10) 同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメント
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) その他、区が不適切と判断したもの

(ホームページとのリンク)

第10条 ポストに記載するリンクのリンク先は、原則として中央区が運営するホームページのみとする。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が開設・運営しているホームページで、特に企画部広報課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(その他)

第11条 その他、この要領の実施について必要な事項は、企画部広報課長が別に定める。

付則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

付則

この要領は、令和5年12月20日から施行する。